

25宗監第138号
平成25年10月31日

様

宗像市監査委員 岩本隆志
宗像市監査委員 植木隆信

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成25年9月3日付けで提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果について別紙のとおり通知します。

(別紙)

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果について

平成25年9月3日付けで提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名

住所 宗像市

2 請求の内容

請求人は、宗像市を被告とする訴訟への対応を、宗像市と法律顧問契約を締結する三ツ角直正弁護士（以下、「顧問弁護士」という。）に委任し公金を支出したことが、違法又は不当であるとして、宗像市長に対し、支出手続きを行った職員やその責のある職員に対し、支出額の返還を求めるなどの必要な措置を講じるよう勧告することを求めているが、その内容は次のとおりである。

(1) 請求の対象行為

平成24年（行ウ）第82号住民監査請求却下決定処分取消等請求事件に対する訴訟委任費用

(2) 対象となる支出の額

金2,100,000円

(3) 対象行為を違法又は不当とする理由（請求人の主張）

本件請求において、請求人が主張の全てを記載することを望んでいることから、提出された宗像市職員措置請求書及びそれに添付された事実証明書（宗像市職員措置請求書：別添①、添付された事実証明書：別添②）の写しを別に添える。

(4) 措置の対象とされた職員等

宗像市長 谷井博美、宗像市監査委員 岩本隆志、宗像市監査委員 植木隆信、宗像市前監査委員 石松和敏。

第2 監査の実施

1 請求の提出と受理

平成25年9月3日に宗像市職員措置請求書が宗像市の住民である請求人から提出された。

提出された請求書の要件を審査した結果、請求書には請求人名が記名されていることから、請求書に署名するよう求めた。

平成25年9月11日に請求人が請求書に署名した。これにより、地方自治法第242条に規定された要件を具備したと認め、平成25年9月20日に受理を決定した。

2 請求人による口頭意見陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年10月1日に請求人による口頭意見陳述の機会を設けたが、請求人は意見陳述には出席しない旨を回答した。

3 請求対象職員の整理

本件請求において、請求の対象とされた職員に監査委員が含まれていることと監査委員の除斥を求めていることから、請求の対象となる職員と監査委員の除斥の可否について確認を行い、次のとおり判断した。

(1) 請求の対象となる職員

監査委員は財務会計上の行為の権限を有していないことから、本件請求に係る訴訟の委任契約とその支出の事務に何ら関与できる立場にない。従って、宗像市監査委員 岩本隆志、宗像市監査委員 植木隆信、宗像市前監査委員 石松和敏の3人は請求の対象とはならず、請求の対象となるのは宗像市長 谷井博美のみである。

(2) 監査委員の除斥要件の可否

監査委員の除斥については、地方自治法第199条の2に「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。」と規定されているが、本件請求において次の①②③から監査委員の除斥理由にはあたらない。

①宗像市監査委員 岩本隆志、宗像市監査委員 植木隆信、宗像市前監査委員 石松和敏（以下、「監査委員」という。）は、本件請求に係る訴訟の委任契約に何ら関与できる立場にない。

②監査委員もしくはその親族（地方自治法第199条の2に規定された父母等）は本件請求に係る訴訟の被告ではなく、訴訟対応において顧問弁護士から支援を受ける立場にない。

③監査委員もしくはその親族（地方自治法第199条の2に規定された父母等）と顧問弁護士の間に業務上の利害関係は認められない。

4 監査の対象事項

宗像市職員措置請求書と添付された事実証明の内容を基に監査対象事項を次

のとおりとした。

- (1) 訴訟対応を顧問弁護士に委任したことの適否
- (2) 契約から支出に至るまでの手続き上の不備の有無
- (3) 委任契約の額の適否

5 監査の対象部局

宗像市総務部総務課

6 提出を求めた書類

訴訟「平成24年(行ウ)第82号住民監査請求却下決定処分取消等請求事件」の委任契約に関する文書一式

7 対象部局への事情聴取

平成25年10月11日に宗像市総務部総務課に対する事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 提出書類により確認した事実

提出書類により確認した事実は次のとおりである。

(1) 第2の4の(1)について

①本件請求に係る訴訟は、請求人が宗像市を被告として提訴したものである。

②宗像市長が訴訟対応を顧問弁護士に委任している。

(2) 第2の4の(2)について

①見積依頼起案から支出までの経過は別表のとおりであり、この処理において時系列の前後や決裁の不備はない。

②見積依頼起案文書において、予定価格の算定根拠を示す記載はなく、資料も添付されていない。

(3) 第2の4の(3)について

①本件請求に係る訴訟への対応については委任契約が交わされている。

②本件請求に係る訴訟の委任契約書において、委任に係る費用(以下、「委任費用」という。)の内訳は着手金と報酬金の2つに区分されており、着手金は1,050,000円、報酬金は1,050,000円以内で訴訟の結果等を基に双方で協議することとしている。

2 事情聴取により確認した事項

事情聴取により確認した事項は次のとおりである。

(1) 第2の4の(1)について

宗像市が被告となる訴訟が発生した場合に顧問弁護士に訴訟対応を委任

することは、以前からの市の方針である。

(2) 第2の4の(2)について

①顧問弁護士とは平成21年度から法律顧問業務の契約を締結しており、契約締結後初めて訴訟対応が必要となった際に訴訟対応の委任費用について協議を行い、着手金と報酬金それぞれ1,050,000円を基本とすることを申し合わせている。

②本件請求に係る訴訟の委任費用の予定価格はこの申し合わせに基づき設定した。

③顧問弁護士と申し合わせた内容について明文化したものはない。

(3) 第2の4の(3)について

①協議により報酬金を減額する場合の条件は、訴訟の結果が宗像市に損害をもたらすこととなった場合としている。

②本件請求に係る訴訟は原告側の取り下げにより終結しており、宗像市に損害は生じておらず、委任契約に対して支出した額と支払い条件はともに申し合わせた内容のとおりである。

3 判断するために検討した事項

本件請求を判断するために参考にした文献等と検討した事項は次のとおりである。

(1) 第2の4の(1)について

園部逸夫編、新地方自治法講座5「住民訴訟・自治体争訟」145ページには、「地方自治体又はその機関を当事者とする民事訴訟又は行政事件訴訟について、地方自治体が弁護士との間にその追行に関し有償の委任契約を締結した場合、右契約に基づく弁護士費用の支出は、妥当な額である限り、適法な公金の支出である。」と記載されている。

(2) 第2の4の(2)について

随意契約により契約をしようとする場合の予定価格の設定については、宗像市契約事務規則第40条において、同規則第17条の規定に準じるものとされており、同条第1項には、予定価格は総額について定めなければならないこと、同条第2項には、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないことが規定されている。

(3) 第2の4の(3)について

平成16年4月1日以降、弁護士の報酬基準は廃止され、弁護士の報酬は自由化されている。そのため、弁護士報酬の客観的な基準や目安となるものがないかを調査したが、そのような基準は確認できなかった。

4 監査委員の判断

以上のことから、次のとおり判断した。

(1) 第2の4の(1)について

宗像市は本件請求に係る訴訟の当事者である。訴訟の当事者である地方自治体が訴訟対応を弁護士に委任することは当然に認められた行為であり、契約自由の原則の考え方に基づいてみても、訴訟当事者である宗像市には、訴訟対応を弁護士に委任するかどうかを始めとし、誰に委任するか、どのような条件で契約するかといった契約を決定する自由が認められており、宗像市が訴訟対応を顧問弁護士に委任すること、また、それにより生じた費用の支出に公金を充てることに違法又は不当はない。

(2) 第2の4の(2)について

見積依頼起案文書に予定価格の算定根拠は明示されていないものの予定価格は記載されており、設定された予定価格については決裁権限を有する者が決裁をしている。宗像市契約事務規則において、予定価格を適正に設定することは求められているものの、その算定根拠を明示することまでは求められていないことから、見積依頼起案文書に予定価格の算定根拠を明示していないことが宗像市契約事務規則に反しているとは認められない。

また、見積依頼起案文書に記載された予定価格の決定についても、宗像市事務決裁規程における予定価格の決裁権者が、宗像市と顧問弁護士の申し合わせの内容を認知したうえで、設定された予定価格を適正と認めて決裁しており、宗像市事務決裁規程にも違背しない。

本件請求に係る訴訟の委任契約に関して支出した金額2,100,000円は、契約金額と支払い条件にも合致しており、契約から支出までの手続きに違法又は不当はない。

なお、設定した予定価格の決裁を受けるにあたり、設定した予定価格が適正であることを確認できるように、その算定根拠を明示しておくことが望ましいと考える。

(3) 第2の4の(3)について

請求人は、本件請求に係る訴訟の経過と対応の状況を理由に、委任費用として支出した2,100,000円について適正な金額であるとはいえないと主張するが、平成16年4月1日以降、弁護士の報酬基準が廃止され、客観的な基準が判然としない中で、宗像市が顧問弁護士と訴訟の委任費用の協議を行い、着手金と報酬金を合わせて2,100,000円としその支払い条件も含めて確認したことは、業務を委任しようとする上で必要な行為であったと考えられる。

従って、従前の協議内容を基に予定価格を設定し、正規の手続きを踏んで契約、支出したものであるから正当な額であると判断する。

5 結論

以上のことから、本件請求については次のとおり決定した。

宗像市が、訴訟「平成24年（行ウ）第82号住民監査請求却下決定処分取消等請求事件」への対応を顧問弁護士に委任し、その費用を支出したことについて監査した結果、請求人が主張する違法又は不当な点は認められないことから本件請求を棄却する。

(別表)

【平成24年（行ウ）第82号住民監査請求却下決定処分取消等請求事件の経過】

年 月 日	処理の内容と流れ
平成24年11月22日	原告が訴訟を提起（訴状提出日）
平成24年12月13日	①顧問弁護士への見積依頼起案 ②決裁完了（決裁権者：副市長） ③見積依頼文書を発信
平成24年12月17日	①顧問弁護士が見積書を提出 ②契約に向けた起工伺起案 ③決裁完了（決裁権者：副市長） ④契約締結
平成25年1月24日	①顧問弁護士が着手金の請求書を提出 ②担当課長による検査完了 ③支出負担行為兼支出命令書起案 ※決裁完了（決裁権者：総務部長）
平成25年2月7日	着手金1,050,000円を支出
平成25年3月7日	①顧問弁護士が報酬金の請求書を提出 ②担当課長による検査完了
平成25年3月8日	支出負担行為兼支出命令書起案 ※決裁完了（決裁権者：総務部長）
平成25年3月21日	報酬金1,050,000円を支出